

平成20年度 第14回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日時	平成21年 2月 2日 (月) 午前18時から20時まで
2 場所	練馬区役所 本庁舎 5階 庁議室
3 出席者	(委員 16名) 冷水会長、足立会長代理、岩月委員、小川委員、護守委員、堀田委員、目崎委員、小池委員、辻委員、中川委員、海老根委員、尾方委員、瀬戸口委員、永野委員、中村委員、福井委員 (区幹事 11名) 福祉部長、地域福祉課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、在宅支援課長、大泉総合福祉事務所長 ほか事務局 5名
4 傍聴者	0名
5 議題	1 第4期(平成21年～23年度)介護保険料について(案) 2 「第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申(案)」について 3 「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に関するパブリックコメント等について 4 練馬区緊急経済対策「福祉人材雇用促進事業」について 5 公的介護施設等整備計画書の提出について 6 その他
6 配付資料	(1) 資料1 第4期(平成21年～23年度)介護保険料について(案) (2) 資料2 「第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申(案)」について (3) 資料3 「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に関するパブリックコメント等について (4) 資料4 練馬区緊急経済対策「福祉人材雇用促進事業」について (5) 資料5 公的介護施設等整備計画書の提出について (6) 資料6 介護保険について(12月末現在)について (7) その他 ・座席表 ・練馬区介護保険運営協議会委員名簿
7 事務局	練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課計画係 TEL 03-3993-1111(代表)

■ 会議の概要

(会長)

事務局から委員の出席状況および傍聴の状況を報告願う。

(事務局)

【委員の出席状況および傍聴の状況】

(会長)

配付資料の確認をお願いする。

(事務局)

【配付資料の確認】

1 第4期（平成21年～23年度）介護保険料について（案）

(介護保険課長)

【資料1に基づき、第4期（平成21年～23年度）介護保険料について説明】

(会長)

何か質問などはあるか。

(委員)

介護報酬が上がることによって、介護サービス事業者だけでなく介護サービス従事者の人へも給与等として還元されるようになるのか。

(介護保険課長)

介護サービス提供の対価である介護報酬は、基本的に事業者が受け取ることになる。それを事業者が内部保留するか、従業員の給料等を上げることで還元するかについては、事業者の経営方針の問題なので強制はできない。厚生労働省は介護報酬が適正に介護従事者に還元されるように監視する仕組みを作りたいと言っているが、まだ、具体案は出されていない。

(会長)

練馬区では介護保険料が一部上がる人もいるが、平均的には第3期介護保険料を維持している。

第3期介護保険料の第6段階については、所得金額が200万円以上800万円未満と所得金額の幅が広がっており、議会等から更に細かくするべきだという意見があり、第4期介護保険料では4つに分けた。これは1つの改善だと思う。

今まで保険料について介護保険運営協議会では採りあげてこなかった。本日初めて区から説明を受け、答申において保険料について採りあげる必要があった。時間もないが、委員の方々の意見等をまとめ、答申の中に記載することになった。記載する箇所等は後ほど検討する。

2 「第4期（平成21年～23年度）練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申（案）」について

（高齢社会対策課長）

【資料2に基づき、第4期（平成21年～23年度）練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申（案）」について説明】

（会長）

これが介護保険運営協議会の議論のまとめとなる。何か気づいた点などあるか。

（委員）

区内に5箇所ある介護療養型医療施設の方向性がわかっていればお教えていただきたい。

（高齢社会対策課長）

5箇所の施設があるが、今のところ介護老人保健施設等に転換したいという相談は区には来ていない。来年、診療報酬の改定もあると思われるので、それを見ながら各施設で方向性を考えているところだと思われる。

（会長）

計画には現状については書くが、方向性についてはまだわからないと書くのか。

（高齢社会対策課長）

そうである。

（会長）

介護療養型医療施設廃止の問題は、第4期計画の中で非常に重要な課題であるにも関わらず先が見えていない。介護保険運営協議会の答申でも重要な課題として文言を強くしてある。区として、計画の中で具体的にどうなるかは書けないが、意思表示として可能な限り具体策を書いてほしい。計画の中で具体的対策をたてるということでない、計画の3年間の意味が区民に分からないのではないか。

（高齢社会対策課長）

計画の策定までに盛り込めるとよいが、計画策定後に医療施設等の転換状況が明らかになった場合でも、区としてきちんとした対応をしていきたい。

（会長）

文言について、答申10ページのテーマ4で介護施設を「介護保険施設」とするということだったが、地域密着型サービスも入っているので「介護保険施設等」としないと整合性が取れないのではないか。考えていただきたい。

（高齢者社会対策課長）

会長、会長代理と相談させていただいて、文言等修正していく。

（委員）

答申11ページの介護療養型医療施設廃止について、平成23年度末で廃止されるとなった場合に受け皿となる介護保険施設の整備が進んでいない状況にあると書かれているが、進んでいない理由について教えていただきたい。また、東京都内でも介護療養型医療施設からの転換についてどうするか、迷っているという話を聞く。

原因の一つとして、現在療養病床の面積は1人当たり6.4㎡必要だが、新しい介護保

険制度下の介護療養型老人保健施設では1人当たり8㎡必要になると聞いている。すると仮に4病棟を持っていても仮に1病棟程度は減らさなければならなくなり、医療関係者が、今後の採算、経営に不安を感じて、対応に迷っているとも考えられる。そのことを念頭に置いて転換の促進を進めてほしい。

(委員)

高齢者でかつ障害者の方への相談体制はどうなっているのか。地域包括支援センターにはケアマネジャー、保健師、社会福祉士がいるが対応できるのか。また介護保険施設でも対策はできているのか。

出来れば、精神保健福祉士等を地域包括支援センターに配置したらどうか。

(在宅支援課長)

障害を持っている高齢者は多いので個別に対応しているが、すべて地域包括支援センターで対応するわけではない。以前は、介護保険制度の中で障害者サービスも一緒にしようという世の中の動きがあったが、現在は切り分けをして対応している。

(会長)

認知症高齢者への地域ケアのあり方について、昨年7月に厚生労働省が「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書を公表した。都道府県単位で認知症疾患医療センターを整備するという話があったが、まだ、整備が進まないということを知っている。練馬区ではどのように考えているか。

(在宅支援課長)

厚生労働省は認知症対策に力を入れており、認知症疾患医療センターを作りたいという話があった。練馬区としても話があればやりたいと思っているが、何の情報も来ていない。

(会長)

先ほど、精神保健福祉士を地域包括支援センターに配置するべきではないかという意見があったが、厚生労働省の報告書では、認知症対応力強化型の地域包括支援センターを設置し、そこに認知症に特化した担当者を配置するという話があったと思う。その整備も未だ進まないと聞いたが、そのことについてわかればお聞きしたい。

(在宅支援課長)

整備が進まないという話しは聞いているが、進まない理由については分からない。

地域包括支援センターの現場では、精神保健福祉士の配置については、まだ、考えてはいないが、医療機関との連携を強める努力をしている。医師会に「物忘れ相談員」への登録、精神科医や認知症対応力向上研修を受けた医師との地域包括支援センターとの連携を進めている。また、かかりつけ医との連携も強めようと考えている。

(委員)

5ページのその他(4)「区民の緊急時の相談・支援に対応できるような仕組みづくりについて」とある。先日、練馬区議会が発行している区議会便りの中で、区民の緊急時に備えたコールセンター設置の検討という話も出ていたのだが、具体的にどのようなになっているか。

(在宅支援課長)

在宅で暮らしている高齢者で見守りが必要な方の状態が悪化したときに、どのような形で連絡をとるか等を考える必要がある。現在も高齢者の夜間相談を受けているが、コールセンターの機能を強化し、緊急時には救急車等の対応ができるようにしたいと考えている。

(委員)

介護従事者の報酬が増えるような改定が行われるが、適切に介護職員への報酬に反映されるよう流れをはっきりとつくるべきではないか。介護職員の報酬に反映されない事態もあり得ると思う。

(会長)

基本的には国の適切な通知や監視が必要だと思う。それを踏まえながら練馬区でも監視していただきたい。

答申(案)の修正について、10ページのテーマ4の表題を変え、16ページの「第4期介護保険料について」の文言は、資料1の4 第4期介護保険料設定の考え方を記載する。これらの修正、追加については、もう一度みなさんにお諮りする時間がないので、会長、会長代理が最終的に取りまとめるということによいか。

(委員一同)

了承

3 「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に関するパブリックコメント等について

(高齢社会対策課長)

【資料3に基づき、「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に関するパブリックコメント等について説明】

(会長)

素案は、介護保険運営協議会の答申を受けてさらに改善していくということか。

(高齢社会対策課長)

本日委員からの意見等を受け、素案から案に変えていく。3月中に正式なものとして第4期の計画を策定する。

(会長)

介護療養型医療施設について盛り込んでほしいという意見があったが、素案ではほとんど触れていないように見える。案での取扱はどうなるか。

(高齢社会対策課長)

素案110ページの「介護保険施設等の整備」の施策の方向のところで触れており、区の方性を示している。個別事業としては載せていない。

(会長)

素案63ページにある「(9)介護保険施設の整備の促進」は、ほとんど特別養護老人ホームのことが書かれている。介護療養型医療施設の廃止により、介護老人保健施設などの役割が特に重要な位置を占めている。重点課題における介護保険施設の整備で老

人保健施設及び介護療養型医療施設について触れないのはおかしいと思う。老人保健施設や介護療養型医療施設については介護保険運営協議会の答申でも強調しているので、第4期の計画にも反映してほしい。

(高齢社会対策課長)

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については、重点課題の「介護保険施設等の整備の促進」において記述するよう検討する。

(委員)

答申に書かれているが、あまり具体的ではない。答申 11 ページで受け皿となる介護保険施設とあるが、新型の介護老人保健施設を指しているのであれば、従来の介護療養型医療施設から転換を図りやすくなるため、独自の補助金を出す等の具体的な文言が必要ではないか。

(高齢社会対策課長)

会長、会長代理と文言等を相談して決めたい。計画案については会長からも指摘があったので、検討して重点課題に盛り込みたい。

(会長)

具体的なことをすぐ書けるかはわからないが、多少抽象的であったとしても重要な施策の中に書かれていないのが問題だと思う。重点課題に入れていただきたいと思う。

(委員)

素案の中で介護老人保健施設の平成 21～23 年度の新規整備量 2 か所 (273 人) とあるが、介護老人保健施設が区としてどれくらい必要かという数値はあるのか。

(高齢社会対策課長)

具体的な数値については区として検討できていない状況にあるが、第4期計画については、計画した整備量を達成できるようにしたい。

(委員)

答申 11 ページにある、施設整備が進まない原因を聞きたい。

(高齢社会対策課長)

介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換だが、東京都の調査では練馬区内の5つの施設からは転換を希望するという回答は現時点では無い。要因として、来年度の診療報酬の改定を施設側が見極めていることが考えられる。この後の議題である、公的介護施設等整備計画書の提出で説明するが、国は転換した場合の補助金を用意しているが、施設側が動いていない。施設整備が進んでいない状況というのは特別養護老人ホームも同じである。東京都内においては土地代が高いこともあり、特に地価の高い都心では施設整備が進んでいない。また、東京都は、特別養護老人ホーム設立にあたっての用地費補助を平成 20 年度着工分で終了する。そのため、東京都では今後は、定期借地権を活用した特別養護老人ホームの整備を示している。

特別養護老人ホーム設立を考えてから開設まで3年ほどかかる。1つの事業計画が3年間であるから、第4期計画で施設整備が進めばよいが、第5期計画も視野に入れて施設整備を考えていきたい。

(会長)

施設に依存するというのも大きな問題だが、在宅で充実した介護を受けられるよう支援していくことも重要である。

4 練馬区緊急経済対策「福祉人材雇用促進事業」について

(介護保険課長)

【資料4に基づき、練馬区緊急経済対策「福祉人材雇用促進事業」について説明】

(委員)

事業所開設助成に雇用する人件費相当分を助成するとあるが、必要経費及び助成額に含まれるのか。新規で開設する場合には、ソフト交付金が国から300万円助成されると聞いたが、受けることができるのか。

(介護保険課長)

雇用する人件費相当分の助成については、常勤での採用なら月当たり18万円、非常勤なら時間当たり1,000円と考えている。都や国等、他の助成金や補助金を受けていても構わない。練馬区の要件を満たしていれば良い。

(委員)

就職面接会のチラシの中に、小規模多機能型居宅介護やグループホーム、居宅介護(障害福祉)等とあるが、等の中に介護老人保健施設は含まれるか。

(介護保険課長)

そうである。次回、検討する。

5 公的介護施設等整備計画書の提出について

(高齢社会対策課長)

【資料5に基づき、公的介護施設等整備計画書の提出について説明】

(会長)

1ページ目の2(1)に、「老人保健施設(29人以下)」とあるが、これは初めて対象になったのか。

(高齢社会対策課長)

小規模老人保健施設は、以前から交付対象になっているものである。

(会長)

先進的事業指定特例給付金もあるが、介護療養型医療施設から転換して老人保健施設になった場合はハード交付金を含め両方の交付金が受けられるのか。

(高齢社会対策課長)

基本的には受けられる。

6 その他

介護人材の確保について

(高齢社会対策課長)

介護保険運営協議会の答申(案)でも介護人材の確保、育成を取り上げ、第4期計画

素案においても具体的な事業として「(仮称)福祉人材育成・研修センター」の設置として盛り込んだ。区として、具体的に平成 21 年度から研修センターを設置することに決まったので概要を報告する。

研修センターは、区立特別養護老人ホーム等を運営している、区の外郭団体である社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が設置する。この法人は、平成 19 年度から内部の研修の一部を無料で区内の介護サービス事業者に公開しており、そのノウハウを活用し、平成 21 年度から「介護人材育成・研修センター」という名称で設置する。区としては、練馬区社会福祉事業団が設置したセンターに財政的な支援をしたいと考えている。

研修センターでは大きく 2 つの事業を行う。1 つは人材育成事業として階層別・専門別の研修等を行う。もう 1 つは人材確保事業として合同就職面接会、シンポジウム・セミナー開催等を行う。センターの運営は、(仮称)センター事業連絡会という会を設け、練馬区介護サービス事業者連絡協議会、練馬区ケアマネジャー連絡会等と連携しながら、実際の研修内容を協議しプログラムの策定等を行いたいと考えている。

地域包括支援センターについて

(在宅支援課長)

地域包括支援センターの支所の新設や管轄の変更等については、今まで介護保険運営協議会でも話をしてきたところである。

地域包括支援センターの設置については、高齢者人口 6,000 人あたりに 1 箇所設置する基準があるので、支所を 3 箇所新設し、22 箇所とする。

新設する 3 箇所だが、まず第 2 育秀苑管轄区域(栄町、桜台、羽沢、小竹町、旭丘)で高齢者人口が 1 万人に近いので、1 箇所新設する。つぎに貫井地域だが近くに支所がないため区役所内に 1 箇所新設する。3 つめは石神井庁舎内に支所を新設することを考えている。

そのほか、地域包括支援センターが自宅から遠いと言う方には職員が自宅に訪問することについて周知していきたい。

介護保険について

(介護保険課長)

【資料 6 に基づき、介護保険について(12 月末現在)の説明】

(事務局)

今回は最後の開催となる。そのときには、「第 4 期(平成 21 年～23 年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が策定できていると思うので配付する。

また、本日の議論を受け、2 月 5 日(木)冷水会長から練馬区長に「第 4 期(平成 21 年～23 年度)練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申」を提出していただく予定である。

(会長)

以上で本日は閉会とする。